主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人林幹夫の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五 条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五八年二月八日

最高裁判所第一小法廷

朗	治	村	中	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
孝	正	П	谷	裁判官
_	誠	田	和	裁判官